

山口県奨学金返還補助制度

令和5年度以降、大学等に進学し、卒業後、山口県内に就職する方に、奨学金返還を補助します！

1. 目的

- 将来的な負担軽減により進学を後押しします！
- 山口県で活躍する人材を確保します！

2. 対象者

次の(1)～(5)のすべての要件を満たす方が対象です。

(1) 前提要件

- 令和5年度以降に大学等へ入学した方
- 大学等在籍中に（公財）山口県ひとつり財団奨学金（以下、「財団奨学金」という。）の貸与を受けていた方
- 大学（短期大学を含む。）、専修学校専門課程及び高等専門学校（4年生以上）（以下、「大学等」という。）に在籍し、入学から卒業までの正規の修業期間中、継続して（独）日本学生支援機構の給付型奨学金の給付を受けていた方

(2) 奨学金に関する要件

- 山口県内での就職日以降に、財団奨学金を返還予定または返還中であること。

(3) 定住に関する要件

- 令和6年度以降に大学等を卒業し、卒業後半年以内に、定住の意思をもって山口県内に居住した方。

※山口県内に本社機能を有する企業等に雇用された場合で、一時的に県外事業所または事務所で就労（居住）する場合や、県外本社企業に就職した方のうち、主たる勤務地を山口県内に定めて雇用されている場合で、かつ、最初の勤務地が研修などの理由で県外になる場合は、ご相談ください。

(4) 就業に関する要件

- 令和6年度以降に大学等を卒業し、卒業後半年以内に就労した方（注1）で、次のア～ウのいずれかに該当すること。
なお、有期雇用やアルバイトの方でも就労の事実を証明できる方は、すべて対象となります。

ア) 山口県内に本社がある企業等（注2）に雇用されていること（※）。

※県内本社企業等に就職後、最初の勤務地が県外事業所・事務所になる場合は、ご相談ください。

イ) 山口県外に本社がある企業等（注3）に、主要な勤務地を山口県に定めて雇用され、かつ県内事業所・事務所で就労していること（※）。

※最初の勤務地が研修などで県外になる場合や山口県内でテレワーク勤務を行う場合は、ご相談ください。

ウ) 山口県内で新たに起業しているか、農林漁業等に従事していること（注4）。

注1) 県内に就職した企業側の都合のため、令和7年4月1日より前に県内就職した場合等は、ご相談ください。

注2) 山口県内に本社がある企業等とは、山口県内に本社機能（全社的な事業活動を統括する管理業務部門）を有する企業、団体、個人事業主のことです。

注3) 山口県外に本社がある企業等とは、「注2」以外の企業等のことです。

注4) 事業専従者としての就労状況を、確定申告書類等により、後日確認することが必要になります。

問合せ先

山口県庁 総合企画部政策企画課 政策班（新たな時代の人づくり推進室）
電話 083-933-2516 E-mail: a10000@pref.yamaguchi.lg.jp

(5) その他要件

次の①～④に該当しないこと。

① 国家公務員・地方公務員として雇用されている方

例) 国の地方機関の職員、県職員、市町職員、県教育委員会の職員・臨時講師、会計年度任用職員

② 独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人、地方独立行政法人等に雇用されている方

例) 独立行政法人(国立病院機構 山口宇部医療センター)

国立大学法人(山口大学、山口大学附属病院も含む)

公立大学法人(山口県立大学)

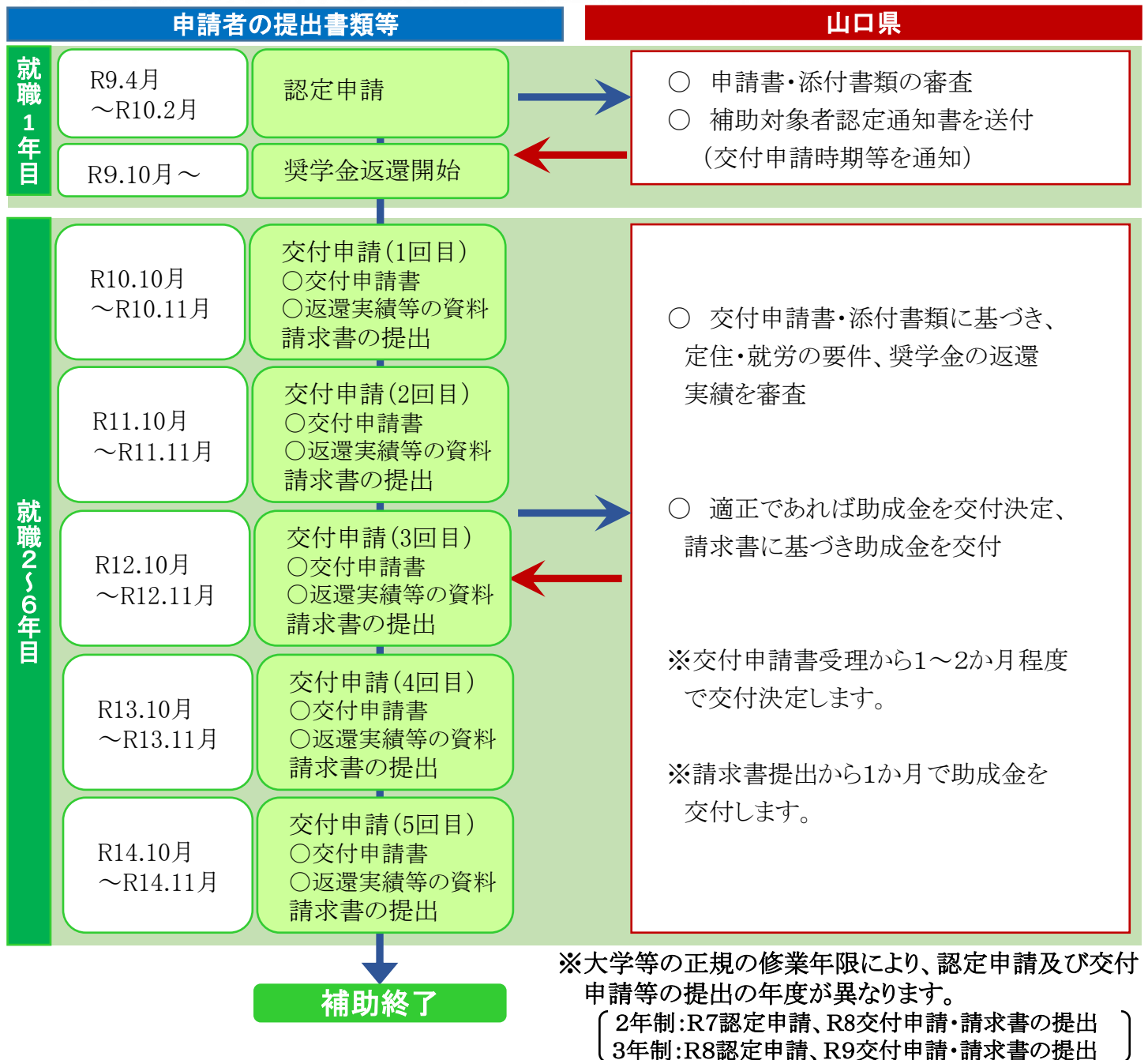
地方独立行政法人(山口県立総合医療センター)

③ 奨学金の貸与等に関する事実、財団奨学金を返還している事実、定住の事実及び就労の事実を証明する書類を提出できない方

④ 他の奨学金返還支援制度の適用を受けている方(他の奨学金返還支援制度と併用はできません。)

3. 手続の流れ (予定)

(例 令和9年3月に4年制大学卒で同4月1日県内居住・就職し、同10月奨学金返還開始の方)



「認定申請」を行った後の注意

- (1) 本返還補助制度は貸与された奨学金の返還を免除する制度ではありません。奨学金の返還は貸与団体との約定どおり行ってください。
- (2) 奨学金の返還猶予を受けた場合は、ご相談ください。
- (3) 認定申請を行う際の手続きの詳細などは、令和7年度以降お示し予定の募集要項をご覧ください。

4. 補助金額

次の区分に応じ、最大100万円の奨学金返還補助金を給付します。

対象者	補助金額	補助期間	参考	
「2. 対象者」に記載するすべての要件を満たす方	正規の修業期間が1年の大学等を卒業した場合	対象外	対象外	
	正規の修業期間(2年以上に限る。)中、財団奨学金を1年間、借り受けていた場合	年額 50,000円	補助対象者認定要件を満たす5年間	最大補助額 25万円
	正規の修業期間(2年以上に限る。)中、財団奨学金を2年間、借り受けていた場合	年額 100,000円		最大補助額 50万円
	正規の修業期間(2年以上に限る。)中、財団奨学金を3年間、借り受けていた場合	年額 150,000円		最大補助額 75万円
	正規の修業期間(2年以上に限る。)中、財団奨学金を4年間以上、借り受けていた場合	年額 200,000円		最大補助額 100万円

募集要項のほか、様式、記載例、Q&Aなど詳しい情報は、
山口県総合企画部政策企画課のホームページからご確認ください。



申請書の提出先・問合せ先・お問い合わせ先

山口県 総合企画部 政策企画課(新たな時代の人づくり推進室)
やまぐち若者育成・県内定着促進事業奨学金返還補助担当

〒753-8501 山口市滝町1-1 本館棟7階
電話番号 083-933-2516
メールアドレス a10000@pref.yamaguchi.lg.jp
(受付時間/平日 午前8時30分～午後5時15分)